

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町地内			
路線名又は河川名等				
工事名	橋りょう補修工事（嵐山高架橋）（その1）			
工期	契約日の翌日から令和 7年12月26日まで			
事業課（所）名	西部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	100.5
舗装打換え工	m2	590	区画線工	m	274
伸縮継手工	m	16	仮設工	式	1

施工理由

本工事は、橋りょうの伸縮装置及び舗装が劣化していることにより、振動や騒音が発生しているため、伸縮装置の交換、舗装の補修を行い、振動や騒音の発生を解消するとともに、通過車両の安全な通行を確保するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年4月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年4月	
基 準 適 用 年 月	2025年4月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	12:橋梁保全工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（1）－1	1.4
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（1）－1	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

設計内訳書（本01）

工事名	橋りょう補修工事（嵐山高架橋）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
舗装工		式	1				
路面切削工		式	1				
路面切削	施工区分・平均切削深さ：全面切削6cmを超え12cm以下，段差すりつけ撤去作業：無し	m2	588				
殻運搬（路面切削）	殻種別：アスファルト切削殻	m3	47				
殻処分	殻種別：アスファルト殻	m3	47				
橋面防水工		式	1				
橋面防水	防水工種類：塗膜防水	m2	590				
舗装打換え工		式	1				
基層	材料種類：再生密粒度アスコン（13），舗装厚：40mm，平均幅員：3.0m超	m2	590				
表層	材料種類：再生密粒度アスコン（13），舗装厚：40mm，平均幅員：3.0m超	m2	590				
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	橋りょう補修工事 (嵐山高架橋) (その1)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 中央線 (黄)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	74				
溶融式区画線 外側線 (白)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	200				
橋梁付属物工		式	1				
伸縮継手工		式	1				
事前試掘調査工	試掘幅5cm、アスファルト舗装版切断、厚15cm以下、アス ファルト舗装版破碎、障害有、4cm超10cm以下、仮復旧 材工共	m	16				(概)
鋼・コン製伸縮装置補修	工種:補修,伸縮装置本体型式:普通型,仕様:2車線 相当,伸縮装置本体材料の計上:有り	m	16				
構造物撤去工		式	1				
運搬処理工		式	1				
殻運搬(人力積込)	殻種別:アスファルト殻	m ³	0.1				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m ³	0.1				
殻運搬(人力積込)	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m ³	2				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m ³	2				
現場発生品運搬	発生材種類:既設伸縮装置	t	0.5				

設計内訳書 (本01)

工事名	橋りょう補修工事 (嵐山高架橋) (その1)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場発生品処分	廃ガラス類	t	0.5				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	30				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 1.1%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	台	2				

設計内訳書（本01）

工事名	橋りょう補修工事（嵐山高架橋）（その1）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 橋りょう補修工事（嵐山高架橋）（その1）

工事場所 京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休であることを明記すること）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 隣接地権者との調整をしっかりと行い工事を進めること。
- 2 その他については、監督職員の指示に従うこと。

第5条（施工時間）

施工は、昼間施工とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
嵐山高架橋	3名	交通誘導警備員B 3名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

種 別	確 認 項 目
伸縮装置	製品仕様書、試験報告書
二次止水材（排水ホース、固定金具含む）	製品仕様書、試験報告書
超速硬コンクリート	製品仕様書、試験報告書
コンクリートアンカー	製品仕様書等
その他	製品仕様書等

第9条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
橋面防水工	橋面防水	使用材料， 施工状況
伸縮継手工	鋼・ゴム製伸縮装置補修	・伸縮装置設置前の状況 ・コンクリートアンカー設置前の状況、設置位置 ・二次止水材設置前の状況

第10条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない。)
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする。(ただし、立ち合い確認書は必要としない。)
試掘調査後状況	試掘調査後の状況について監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない。)

4 建設副産物に関する事項

第11条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
アスファルト塊 (切削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 6.5 km
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 6.5 km
コンクリート塊 (鉄筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 6.5 km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺 1-11	設計運搬距離 L = 12.4 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

第12条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成26年6月4日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第13条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

また、週間工程表について、前週の木曜日17時までに監督員に提出すること。

第14条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第15条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」

及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第16条（橋面防水）

防水材の規格は、次表の道路橋床版防水便覧（平成19年3月 社団法人日本道路協会）に規定される基本照査試験を満足するものでなければならない。これを確認するため、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

床版防水の基本照査試験

工種	要求性能	試験項目	合否判定の目安	備考
橋面防水	防水性 遮塩性	防水性能試験 I (または II)	減水量 0.2 ml以下(試験 I)	
	耐変形性	ひび割れ追従性試験 I (または II)	床版防水材の折損が生じない こと(試験 I)	
	接着性 耐熱性 耐荷性	引張接着試験	強度 0.6N/mm ² 以上(23°C) 強度 1.2N/mm ² 以上(-10°C)	
	接着性 耐変形性 耐熱性 耐荷性	せん断試験	強度 0.15N/mm ² 以上(23°C) 変位量 1.0mm 以上 (23°C) 強度 0.8N/mm ² 以上(-10°C) 変位量 0.5mm 以上 (-10°C)	
	接着性	水浸引張接着試験	水浸前の 50%以上	
	耐薬品性	耐薬品性試験	異常のないこと	

第17条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者

へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第18条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行い、遺漏のないよう努めること。

なお、打合簿に添付する図面及び資料等については、やむを得ず口頭協議で協議を進めた場合でも、受注者は速やかに変更を必要とする根拠書類（図面、基準等）を作成し、打合簿にて設計変更協議を行うこと。

- 2 本工事において、交通供用状態下での既設部材に対して補修を行うため、作業手順に留意し、第三者災害が生じないように十分な安全対策を図ること。
- 3 施工前に既設伸縮装置際を試掘のうえ、舗装の厚みを確認し、決定すること。また、施工前に既設伸縮装置の躯体の実寸法等を測定し、設計図面との相違を確認すること。相違がある場合、実寸法を正として、設計に反映させなければならぬため、監督員と協議を行うこと。
- 4 試掘調査後は常温合材で仮復旧を行うこと。
- 5 既設伸縮装置撤去の際の取壊しの範囲は間詰コンクリート部分までとすること。
- 6 コンクリート削孔の際、既設構造物の鉄筋に損傷を与えないように十分注意すること。

箇所図

(京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町地内)

